

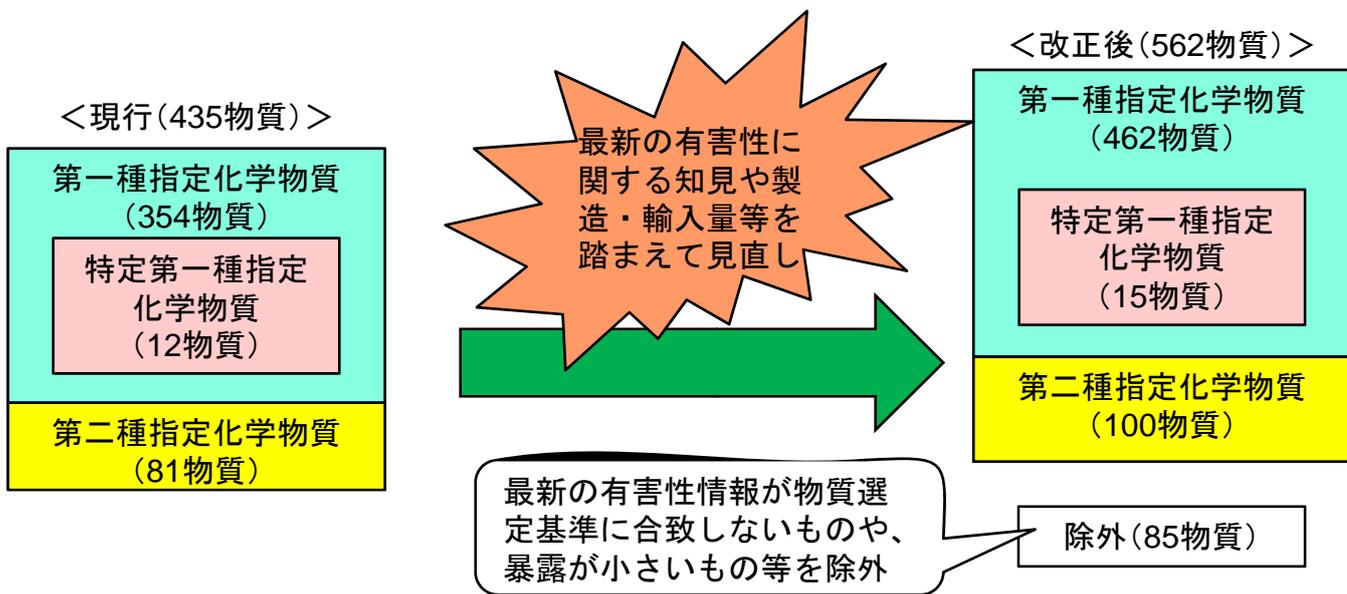
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正点

1. PRTR制度・MSDS制度の対象となる物質の見直し

- PRTR制度及びMSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、現行354物質から462物質に変更
- 第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切りがより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、現行12物質から15物質に変更
- MSDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、現行81物質から100物質に変更

PRTR制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）

MSDS制度：性状や取扱いに関する情報の提供に関する制度（Material Safety Data Sheet）



2. PRTR制度の対象となり得る業種への医療業の追加

PRTR制度に基づく環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う「第一種指定化学物質等取扱事業者」となり得る業種に、医療業を追加する。

【改正後のPRTR制度の対象となり得る業種（現行23業種に医療業を追加）】

1 金属鉱業	9 倉庫業	17 機械修理業
2 原油及び天然ガス鉱業	10 石油卸売業	18 商品検査業
3 製造業	11 鉄スクラップ卸売業	19 計量証明業
4 電気業	12 自動車卸売業	20 一般廃棄物処理業
5 ガス業	13 燃料小売業	21 産業廃棄物処分業
6 熱供給業	14 洗濯業	22 医療業
7 下水道業	15 写真業	23 高等教育機関
8 鉄道業	16 自動車整備業	24 自然科学研究所

＜施行日＞

平成21年10月1日

（PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成22年度から、届出は平成23年度から実施。）